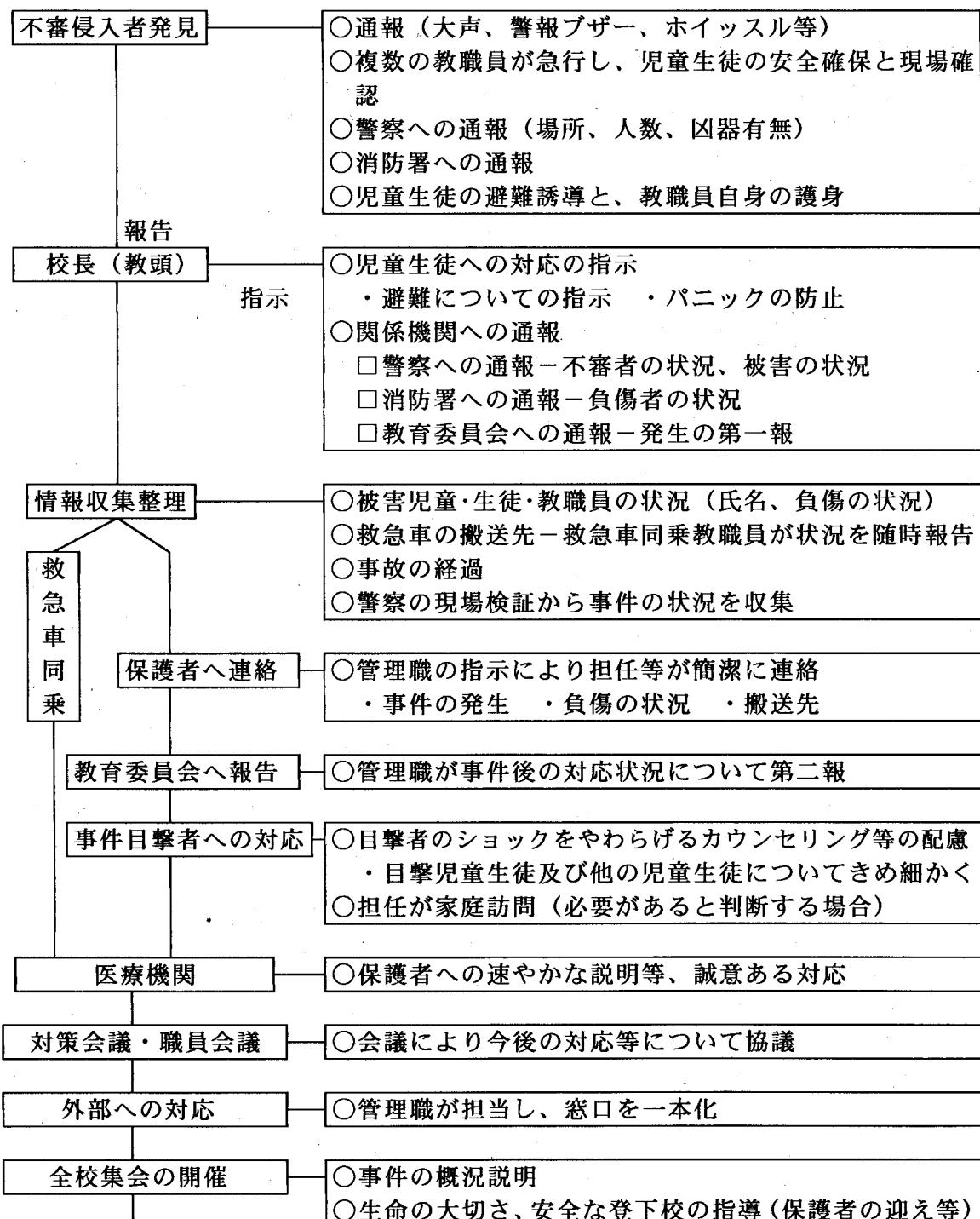


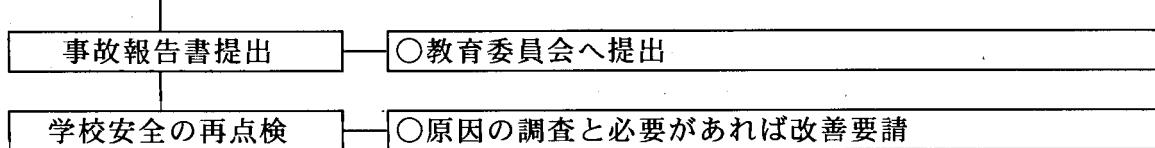
第3章 事件・事故

第1節 不審者侵入時の対応（児童生徒に危害を加えようとした場合）

1 突然の危険な侵入者への対応

※学校独自のマニュアル作成に当たっては、次の対応手順のほか、既に各学校に配布している「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」（平成15年2月、文部科学省）を参考にすること。





2 行動の重点

(1) 突然の危険な侵入者への対応のポイント

- 想定訓練等を通じ、瞬時の的確で迅速な対応ができるようにしておくこと。
- 児童生徒及び教職員の生命及び安全の確保を最優先する。
- 管理職の迅速・的確な指示のもと、全教職員の分担と協力による一斉対応が必要。
- 警察等との日頃の情報交換により、周辺の安全確保について協力を得ておくこと。
- 事故の被害児童生徒や事故を目撃した児童生徒の動揺を考え、心を落ち着かせるための対応が必要。
- 緊急の保護者への連絡等が必要なため、日ごろから個別の連絡先の確認、学級連絡網を構築しておく。

(2) 各学校種別の重点

【小学校】

- ・緊急事態を知らせる発信（ブザー、放送等）により、教職員が組織的に対応できるような体制をつくり、児童を含めた訓練を実施しておく。
- ・児童の安全を確保するため、複数の教職員で避難誘導を行う。
- ・パニックにならないよう、具体的で分かりやすい指示をする。
- ・避難後は、恐怖を体験した児童の心を和らげるようとする。
- ・近隣の事業所や公民館等に協力を依頼しておき、避難訓練に参加を依頼するなど、実際に対応できる体制を確立しておく。

【中・高等学校】

- ・パニックにならないよう、的確な指示と、情報を提供する。
- ・心理的不安を取り除くようにする。

【盲・聾・養護学校】

- ・教職員は児童生徒の側に行き、手を握る等により心理的不安を取り除き、速やかに安全な場所に避難させるようとする。その際、授業を行っていない教職員と連携・協力しながら避難させるような体制を日頃から確立しておく。
- ・日頃から併設・隣接施設（寄宿舎・病院・訓練施設等）及び近隣の事業所等と連携・協力体制を確立しておく。

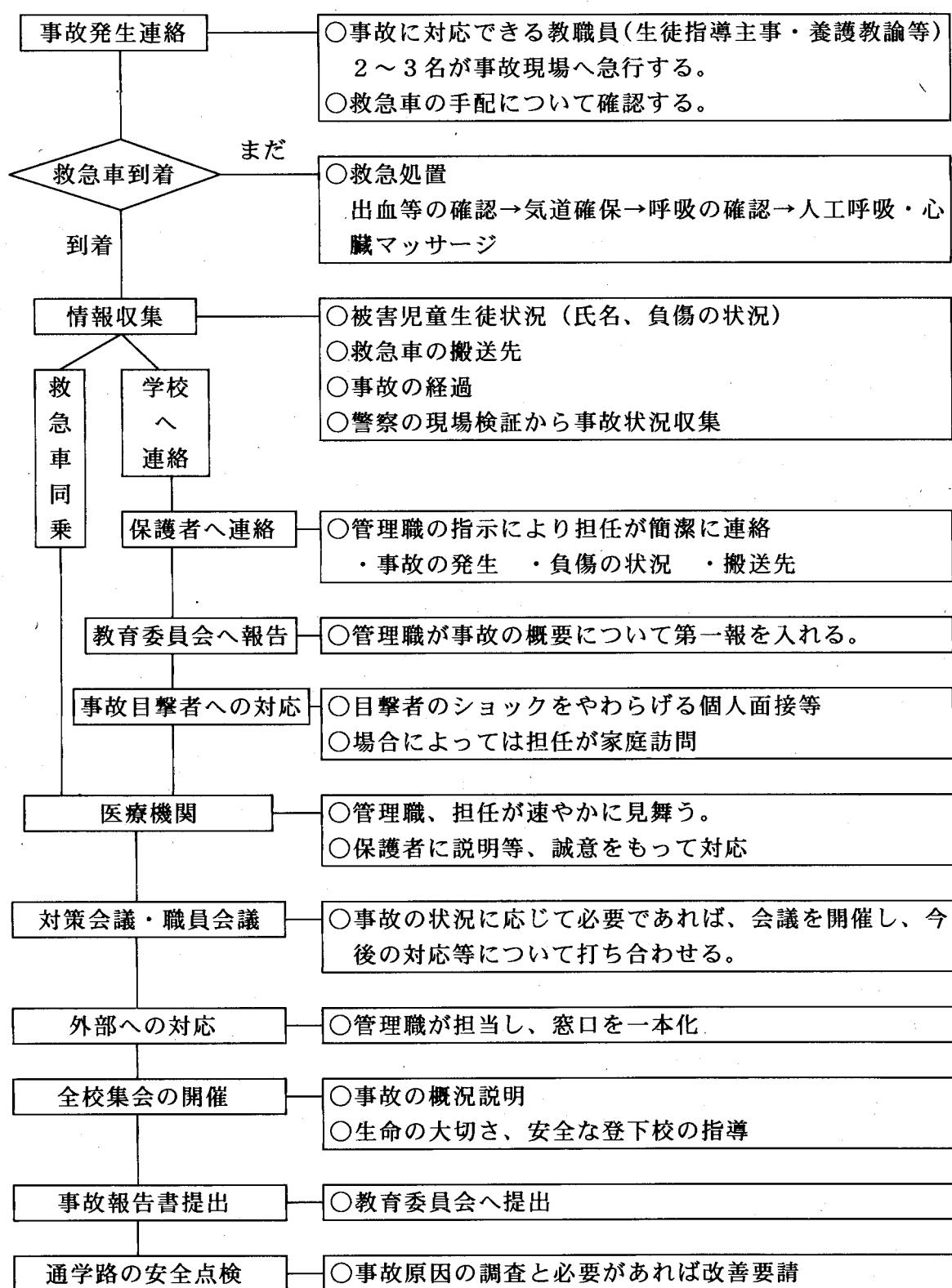
(3) 学校の実態に即したものにするために

- 児童生徒の避難訓練は具体的な場面を想定し、教職員と児童生徒が実際に動いて緊急の対応がとれるようにしておくこと。

第2節 交通事故等の対応

1 交通事故の対応

(1) 事故発生時の対応



(2) 行動の重点

ア 交通事故発生時の対応のポイント

- 学校の迅速で的確な対応が求められる。
- 事故の被害児童生徒や、事故を目撃した児童生徒の動揺を考え、心を落ち着かせるための対応が求められる。
- 通学路の点検、PTAや関係機関（交通安全対策協議会、交通安全母の会等）との連携や発達段階に応じた交通安全教育の徹底等の対策が求められる。

イ 各学校種別の重点

【小学校】

- ・歩行での集団登下校が多いことから、事故を目撃した児童の心のケアに努めることが必要である。
- ・事故の状況を情報収集し、後の指導に生かす。

【中・高等学校】

- ・自転車登下校時の事故が多いことから、反射材（ヘルメット）の着用や一時停止の有無など、事故の状況を情報収集し後の指導に生かす。
- ・高校生の自動二輪での通学時の事故は、特に警察との連携を密にする。

【盲・聾・養護学校】

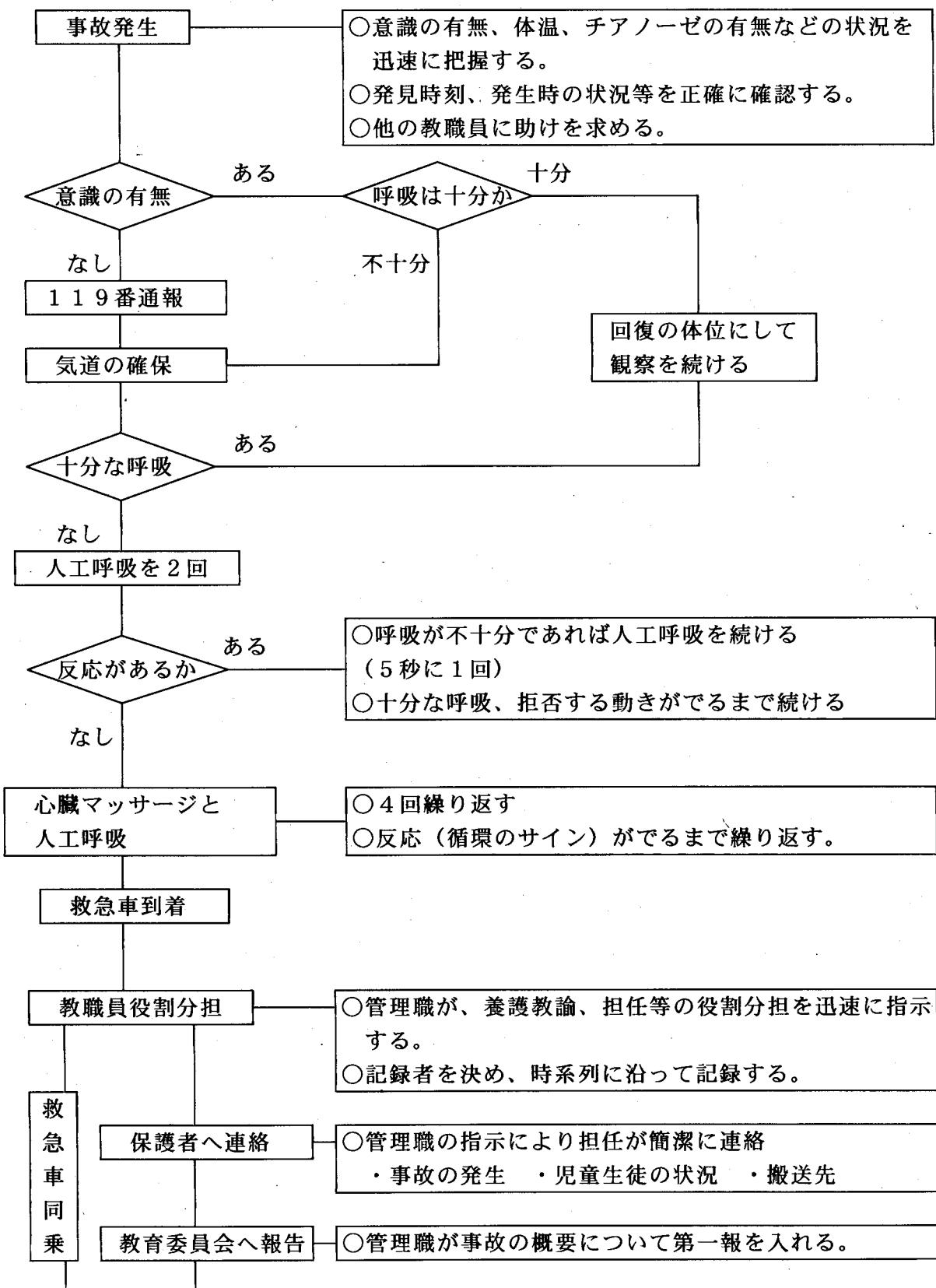
- ・通学バスや保護者による送迎中の事故の場合は、保護者や運転者からの情報収集が必要となる。

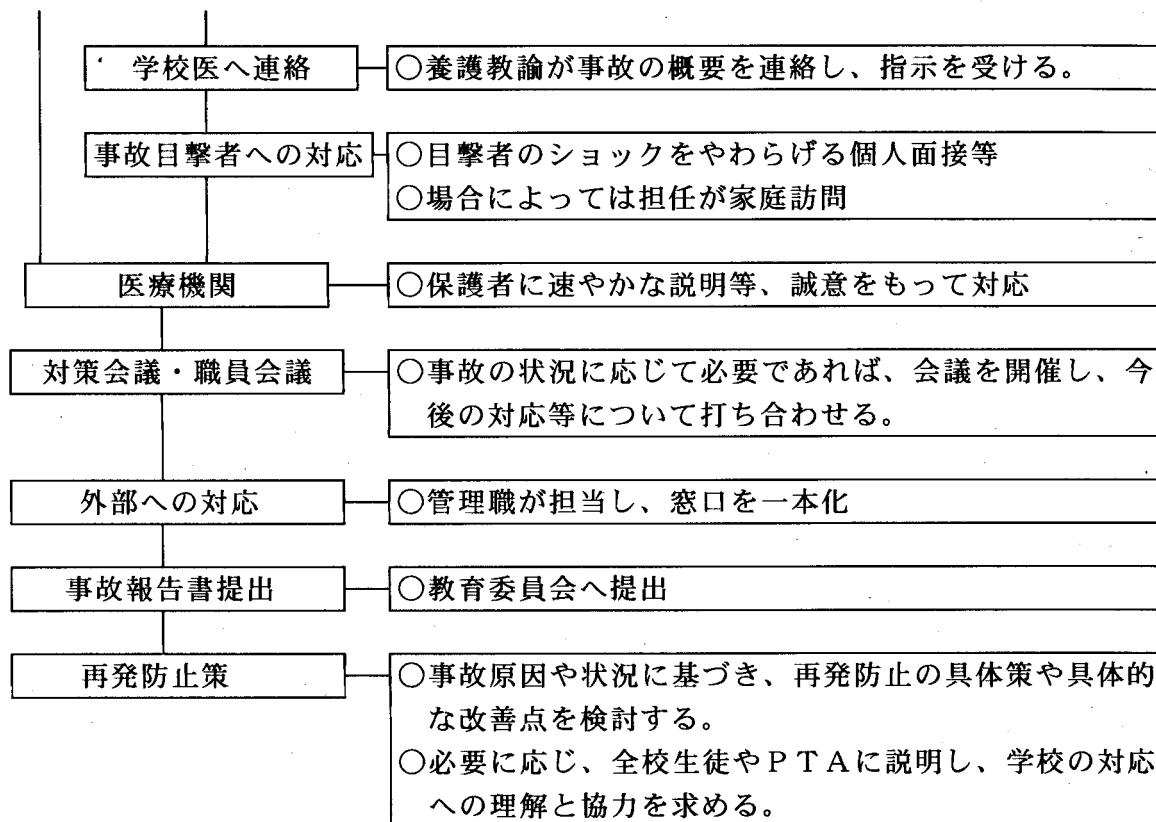
ウ 各学校の実態に即したものにするために

- 昼間家を留守にする保護者については、緊急連絡先を確認しておく必要がある。
- 学校周辺の交通事情に変化が多い学校では、定期的な通学路点検が必要である。

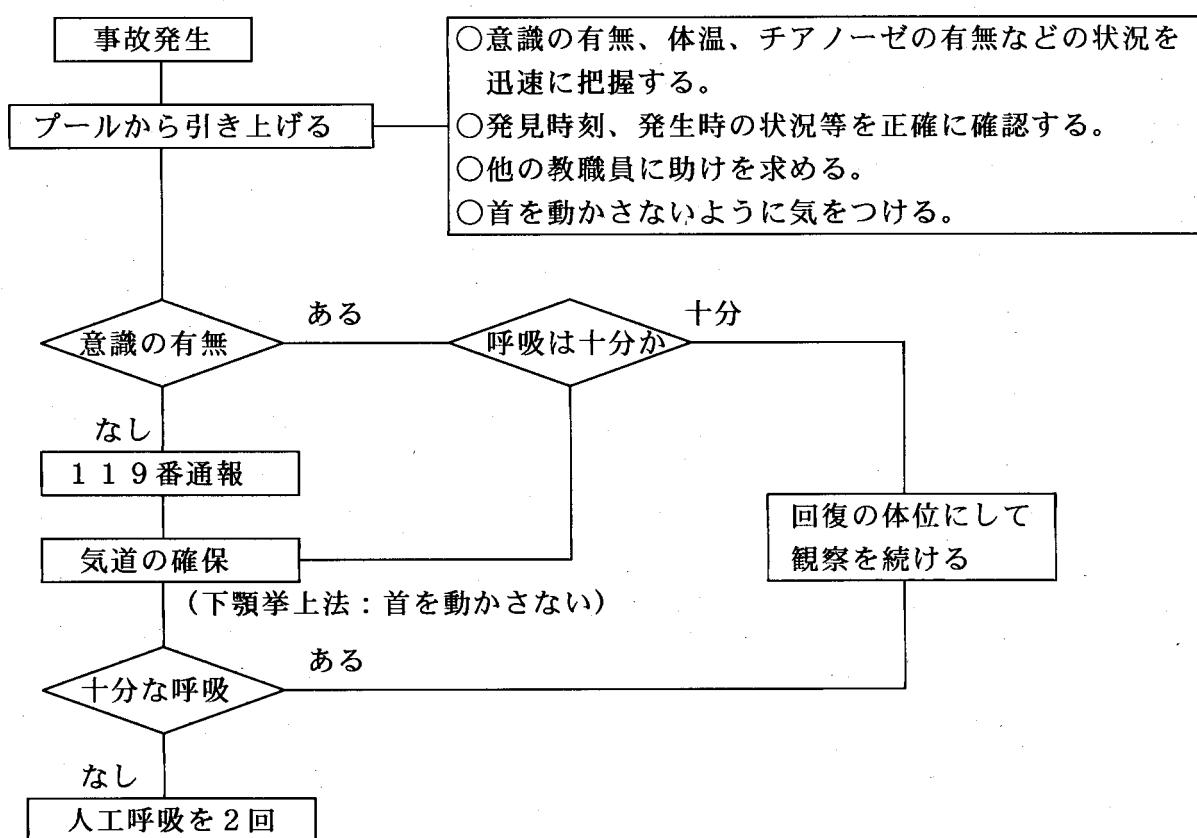
2 学校内等での事故の対応

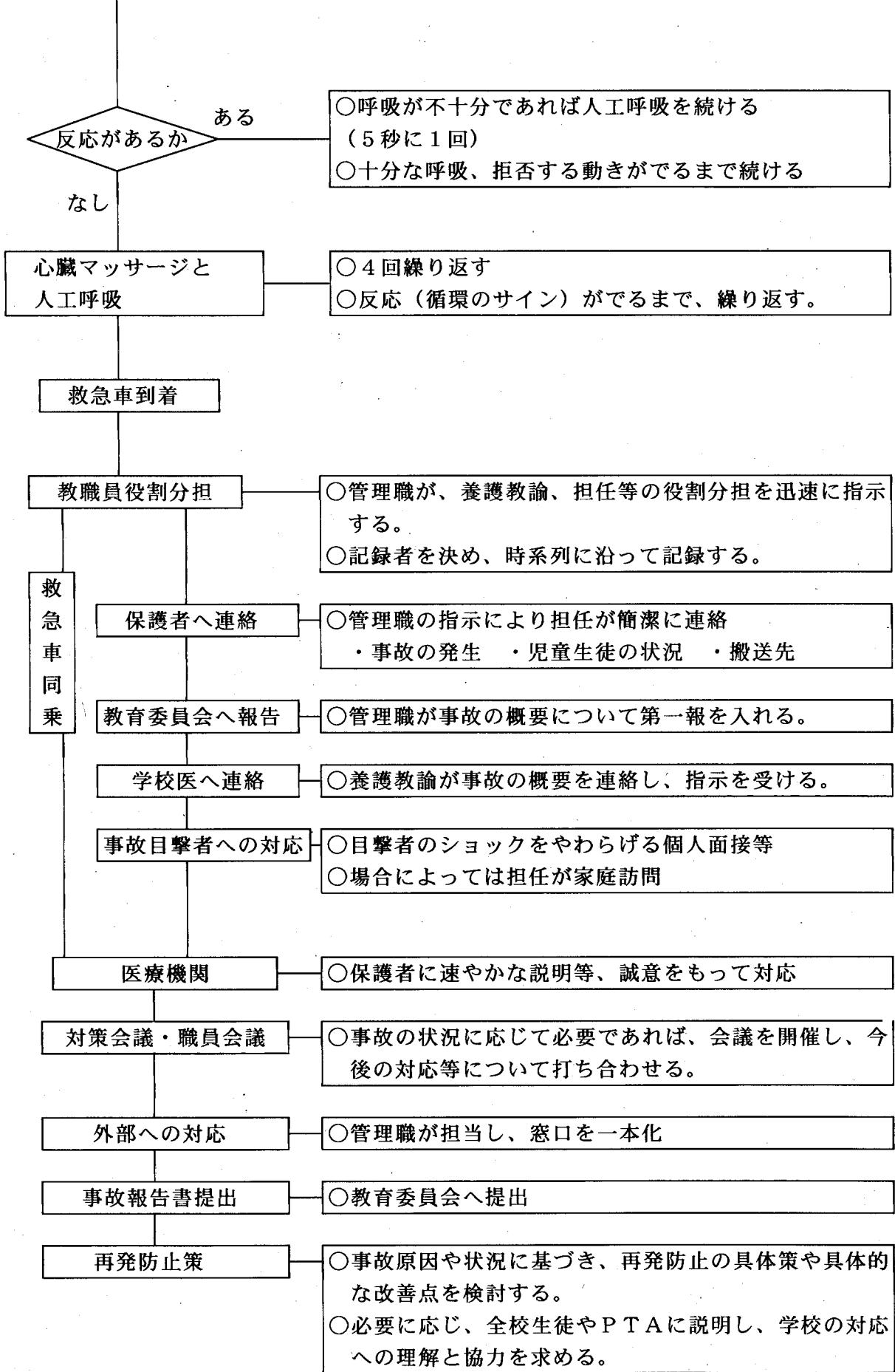
(1) 授業中などに児童生徒が突然倒れた場合の対応





(2) 水泳の飛び込み時等に事故が発生した場合の対応





(3) 行動の重点

ア 学校内等での事故発生時の対応のポイント

- 心臓停止している場合は、停止後5分間が生死を分けることになるため、初期の迅速な救急対応が求められる。
- 心臓マッサージが施されなかつたため死亡に至った場合、学校の責任が問われることがあるので、一人でも多くの教職員が心肺蘇生法を習得しておく必要がある。
- 保護者への誠意ある対応（事故の状況や学校の対応等の説明、見舞い等）に努める。
- 教育委員会との連絡を密にし、場合によっては緊急対策会議を開催し、再発防止を含めた今後の対応について決める。
- 警察、消防署等、関係機関等と綿密に連絡・協議する。
- 場合によっては、全校集会やPTA説明会等を設け、事故の状況や今後の対応策について説明し、学校の対応への理解と協力を求める。

イ 各学校種別の重点

【小学校】

- ・休憩時間等の事故に迅速に対応するためには、できるだけ教職員が近くにいることが望ましい。

【中・高等学校】

- ・部活動での事故に迅速に対応するためには、できるだけ教職員が近くで直接指導することが望ましい。
- ・校内マラソン等においては、コースの要所に教職員を配置し迅速に対応することが必要である。

【盲・聾・養護学校】

- ・児童生徒の障害に応じた医療機関との迅速な連携が必要である。

ウ 学校の実態に即したものにするために

- プールや体育館、グラウンドと職員室との距離がある学校では、緊急時の連絡手段を確保する必要がある。
- 心肺蘇生法を熟知している教職員の数が少ない学校は、その人数を増やすことが必要である。
- 心肺蘇生法が必要な重大事故が発生した場合の通報・救急体制を整備しておく必要がある。